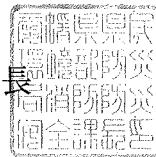


28消第286号
平成28年6月22日

一般社団法人愛媛県LPGガス協会長様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び
関係政省令の運用及び解釈についての一部改正について

平成28年6月8日付け20160524商局第2号で経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から通知のあったことについて、貴協会会員に対して周知いただきますようよろしくお願いします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref.ehime.jp

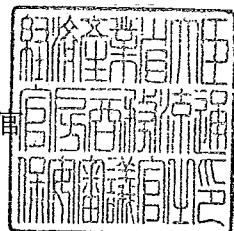
経済産業省

20160524 商局第2号

平成28年6月8日

愛媛県知事 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係
政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙のとおり改
正したので通知します。



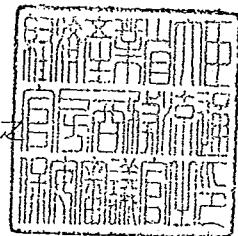
経済産業省

20160524 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成28年6月8日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び解釈について(傍線部分は改正部分)

第34条(保安機関の業務等)関係	改正案	現行
1. (略) 2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務又は消費設備の設置の場所に立ちいることとが承諾を得るが、料理由飲食店、旅館、学校、病院その他の施設の実施に係る販売事業者には、当該一般消費者等に応じることとする。」とししてい」という。)における供給設備の設置の場所に立ちいることが承諾を得られるが、料理由飲食店、旅館、学校、病院その他の施設の実施に係る販売事業者には、当該一般消費者等に応じることとする。	1. (略) 2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務又は占有者の承諾を得るが、料理由飲食店、旅館、学校、病院その他の施設の実施に係る販売事業者には、当該一般消費者等に応じることとする。」とされてい」という。)における供給設備の設置の場所に立ちいることが承諾を得られるが、料理由飲食店、旅館、学校、病院その他の施設の実施に係る販売事業者には、当該一般消費者等に応じることとする。	1. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務又は占有者の承諾を得るが、料理由飲食店、旅館、学校、病院その他の施設の実施に係る販売事業者には、当該一般消費者等に応じることとする。」とされてい」という。)における供給設備の設置の場所に立ちいることが承諾を得られるが、料理由飲食店、旅館、学校、病院その他の施設の実施に係る販売事業者には、当該一般消費者等に応じることとする。

改正案	現行
<p>なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。</p> <p>4. (略)</p>	<p>3. (略)</p>

改正案	現行
第36条（供給設備の点検の方法）関係 1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。	第36条（供給設備の点検の方法）関係 1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の全部又は一部を承継したときは、「供給開始後」には、供給開始時の漏えい試験は省略するものとする。 また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第18条第9号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとする場合は、容器交換時と同様に月1回の検針時をもつて点検を実施する。
第37条（消費設備の調査の方法）関係 1. 第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、「供給開始時に当たらないこととする。 また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すところ。	第37条（消費設備の調査の方法）関係 1. 第1号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すところ。 2. ~4. (略)
第38条（周知の方法）関係 1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を	第38条（周知の方法）関係 (新設) 1. 「周知開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を

改正案	現行
<p>開始しようとをいいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらぬこととする。</p> <p>2. ~ 5. (略)</p>	<p>1. ~ 4. (略)</p>
	<p>-4-</p>

改正案

第 132 条（報告）関係

様式2

保安業務実施状況報告

般

生 月 日

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の施設及び取り扱いの適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する半期年度の期間 年 月 日から 年 月 日

2. 保安業務実施状況

事業所の名称

事業所の所在地

保安業務者の数

人 (うち、保安業務に係る技術的能力の基準達成者が第1
2.2 分) 第2条第1項又は第2分に記載する数
人)

保安業務の区分	保安業務に係る・営業者等の数		保安業務を行なるべき整 した数	当該半期年度に保安業務を実施 した数	保安業務を行なるべき整 した数	当該半期年度に保安業務を実施 した数
	保安業務計画書に定めた整 した数	保安業務を行なうべき整 した数				
1. 供給開始時点検・調査	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)
2. 容器交換時等修理装置点検	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)
3. 定期検査設備点検	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)
4. 定期消費設備調査	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)
5. 別知	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)
6. 緊急時対応	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)
7. 緊急時連絡	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)	戸 (戸)

3. 従来又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (参考) 1. 定期消費設備調査の「当該半期年度に保安業務を実施した数」の欄における「不仕事」には、調査又は作業中のために3回以上訪問したが、不在で調査が実施できなかった・営業者等の数を記載すること。
 2. 「保安業務を行なべき数」の欄及び「当該半期年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油
 ガス販売事業者から受託した保安業務に係る・営業者等の数を記載すること。
 3. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3.	從来又は構成員の変更の内容	変更の内容

4.	備考	参考の内容

5.	備考	参考の内容

6.	緊急時対応	参考の内容

7.	緊急時連絡	参考の内容